

◆八千代市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

No.	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方
1	改正案に賛成です。	賛同のご意見ありがとうございます。
2	法定外空家等の情報提供の求め（特定空き家等の状態の把握（法第9条第2項）にあるように、報告拒否や虚偽報告には罰則がありますが、罰則は設定できませんでしょうか。	今回の条例改正につきましては、住民からの通報等を通じて法定外空家等の早期発見、所有者等に対する必要な情報提供、助言その他必要な援助の発生予防・抑制を目的としておりますので、罰則規定を定める予定はございません。
3	法では、固定資産税の1/6減額措置が解除されるとの事ですが、本条例では適用になりませんか。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市から勧告を受けた特定空家及び管理不全空家の敷地のみ、住宅用地特例の適用対象から除外されますので、本条例は適用外となります。
4	改正理由に記載されている「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、国のどこの機関が策定したのかを記載して頂きたいです。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の所管は国土交通省になりますが、概要及び条例に追記する予定はございません。
5	住戸という言葉が使用しておりますが、表現として住宅の方が一般市民に取って馴染みやすいと考えますが、住戸を使用した理由等(住戸と住宅の違い)を記載して頂きたいです。例えば、共同住宅という言葉は共同住戸とは一般的に言わないと理解する、又、一戸建ての住宅を購入したことを一戸建ての住戸を購入したとは言わないと理解しております。	住宅は独立した家屋を指すのに対し、住戸は共同住宅等のうち住宅として必要な設備（トイレ・浴室・厨房など）を備えた1単位を指します。そのため、長屋の1戸1戸の所有者等に対して必要な情報提供、助言その他必要な援助の発生予防・抑制を目的としておりますので、「長屋の住戸」としています。
6	法定外空家等に記載されている、ただし、国又は地方公共団体が所有、管理は除くとの表現で国が所有、管理しているか長屋が千葉県下にありましたら教えて頂きたいです。合わせて八千代市が管理、所有している長屋がありましたら教えて頂きたいです。	国が所有し、又は管理している長屋については把握しておりません。また、八千代市が所有し、又は管理している長屋はございません。
7	本条例とは直接的な関係はありませんが、長屋の特性から隣や上下との騒音等の苦情対策等に関しても重要はテーマと考えますが市の対応等がありましたら教えて頂きたいです。	相隣関係のトラブルについては、市で行っている法律相談（事前予約制）がございますので、そちらのご活用をご案内しております。